第五十三期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	六、六八七、〇七六
固定資産	三、九七一、五一九
資産合計	一〇、六五八、五九六
負債及び純資産の部	
流動負債	四、五二〇、八九九
固定負債	三、三四八、三六八
株主資本	一、四五四、二七七
資本金	九六、〇二四
資本剰余金	四九、二〇五
資本準備金	一五、〇〇〇
その他資本剰余金	三四、二〇五
利益剰余金	一、三三四、〇三六
利益準備金	二〇、二五六
その他利益剰余金	一、三一三、七八〇
（うち当期純損失）	（二四五、三七七）
自己株式	△二四、九八八
評価・換算差額等	一、三三五、〇五〇
その他有価証券評価差額金	一、三三五、〇五〇
負債及び純資産合計	一〇、六五八、五九六

平成二十五年六月二十四日

大阪府大阪市中央区安土町一丁目五番一号

昭栄薬品株式会社

代表取締役社長　鐵野磨輝男

第六十二期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	一八、〇九九
固定資産	八九、四九九
有形固定資産	九、一〇三
無形固定資産	六四八
投資その他の資産	七九、七四七
資産合計	一〇七、五九九
負債及び純資産の部	
流動負債	八、〇九九
固定負債	七二、二九四
負債合計	八〇、三九四
株主資本	二六、六七九
資本金	四、九六〇
資本剰余金	四、九二六
資本準備金	二二、七五〇
利益剰余金	二五一
利益準備金	二二、四九八
その他利益剰余金	△五、九五六
自己株式	五二五
評価・換算差額等	五二五
その他有価証券評価差額金	五二五
純資産合計	二七、二〇五
負債及び純資産合計	一〇七、五九九

損益計算書の要旨　単位・百万円

（平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで）

営業収益	四、七二〇
営業費用	三、八九三
営業利益	八二七
営業外収益	三、〇六三
営業外費用	一、〇五二
経常利益	二、八三八
特別利益	二、四一四
特別損失	一、〇三〇
税引前当期純利益	四、二二二
法人税、住民税及び事業税	二四
法人税等調整額	七二五
当期純利益	三、四七二

平成二十五年六月二十四日

神戸市中央区多聞通五丁目一番六号

UCCホールディングス株式会社

代表取締役社長　上島　豪太

平成二十四年度決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	一、三三五
固定資産	四〇、五〇四
資産の部計	四一、八三九
負債及び正味財産の部	（単位・千円）
負債の部計	〇
指定正味財産	四〇、五〇四
一般正味財産	一、三三五
正味財産の部計	四一、八三九
負債及び正味財産の部計	四一、八三九

平成二十五年六月二十四日

長野県長野市大字南長野字幅下六九二番地の二

公益財団法人長野県学校科学教育奨励基金

配当公告

群馬県太田市龍舞町二七五〇番地の一

破産者　協同組合群馬県東部木材卸センター

右の者に対する前橋地方裁判所太田支部平成二十二年（フ）第一三三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五二二、六七九、四一七円

一、配当することのできる金額

金五二、一二三、七四五円

平成二十五年六月二十四日

群馬県太田市新井町五一五番地一一高木法律事務所

破産管財人　弁護士　髙木　祥充

配当公告

福井県越前市宮谷町第五二号二三番地

破産者　**紀**田　利秋

右の者に対する福井地方裁判所平成二十四年（フ）第二八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四七三、〇四九、七三四円

一、配当をすることができる金額

金一五、八一三、五四一円

平成二十五年六月二十四日

福井市春山一丁目三番四号藤井ビル一階

破産管財人　森口　功一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南七条西一七丁目一番、最後の住所千葉県流山市向小金一丁目二三八番地の一　ファミールガーデン南柏二一四　被相続人　亡　松井　秀成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町大町二四五番地、最後の住所岩手県宮古市崎山第五地割九四番地わかたけ学園　被相続人　亡　沢館　吉朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

事務所岩手県遠野市中央通り五番一〇号

相続財産管理人　司法書士　畠山　信秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県桃生郡小野本郷四二番地、最後の住所宮城県桃生郡小野村小野字門前五番地

被相続人　亡　多田みさほ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四番二〇号渡邊大司・佐々木洋一共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　笠原　太良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市広沢町三丁目四〇一〇番地、最後の住所群馬県桐生市広沢町三丁目四〇八八番地の四　被相続人　亡　須永キクエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

群馬県前橋市大友町一丁目三番地二　東和ビル三階　小磯正康法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　守永